

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議録（令和2年4月7日20時30分）

場所：災害対策本部室（第二分庁舎6階）

（副本部長（くらし安全防災局長））

ただいまから第5回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を開催します。初めに、本部長である知事からコメントをお願いします。

（本部長（知事））

先ほど、総理から本県を対象区域とする新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が行われました。これまでも、緊急事態にあるという危機意識を持って、爆発的な感染拡大に備え、中等症患者を重点医療機関に集約することを核とする現場起点の医療体制「神奈川モデル」の整備、県民の皆さんへの夜間や週末を中心とした外出自粛要請等に取り組んできました。

しかし、感染拡大の傾向は止まらず、本日改めて特措法に基づく緊急事態宣言が出されたことで新型コロナウイルス感染症対策は新たなステージを迎えることになりました。本日から1か月間、特措法による知事の権限によって、県民の皆さんの外出の自粛等緊急事態措置を実施していくこととなります。

本日は、国の基本的対処方針を踏まえた県としての実施方針について協議した上で、県民の皆さんへ知事メッセージを発出したいと考えています。県民の皆さんに、神奈川県が新型コロナウイルス感染症による緊急事態にあるという危機感を伝え、外出自粛、「密閉・密集・密接」の3つの密を避ける行動を徹底してもらえるように、これまで以上に強く、お願いしていく必要があります。また、緊急事態宣言を受け、自粛を更に継続することで経済活動の停滞や雇用情勢の悪化を招き、生活面等で様々な影響が出てくると思います。

昨日、体制を拡充した緊急経済社会対策部を中心にしっかりと受け止めていきたいと思えます。

最後に、毎回申し上げていることですが、全庁で緊急事態が出されたという危機感を共有し、全職員が県民の安心と安全を守るという強い気持ちで対応することをお願いし、開催の挨拶とします。

（副本部長（くらし安全防災局長））

ありがとうございました。

議事に入ります。初めに、資料1に基づき、国の動向について説明します。

資料1は内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から送付されたものです。裏面の「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の（1）にあるとおり、実施すべき期間は令和2年4月7日から5月6日まで、（2）緊急事態措置を実施すべき区域として、本県が含まれています。

次に、別紙2の1ページ、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」について説明します。

資料 2 ページ「この宣言の下、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、基本的な感染予防の実施や不要不急の外出の自粛、後述する「三つの密」を避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することが必要である。」

資料 3 ページ「こうした対策を国民一丸となって実施することができれば、現在拡大している感染を収束の方向に向かわせることが可能である。具体的には、国民においては、不要不急の外出を避けること、「三つの密」や夜の街を極力避けること、事業者においては、業務継続計画（BCP）に基づき、出勤者の 4 割減少はもとより、テレワークなどを活用することで、さらに接触の機会を減らすことを協力して行っていく必要がある。30 日間に急速に収束に向かわせることに成功できたとすれば、数理モデルに基づけば、80%の接触が回避できたと判断される。」

資料 10 ページ「接触機会の低減に徹底的に取り組めば、事態を収束に向かわせることが可能であり、以下の対策を進めることにより、最低 7 割、極力 8 割程度の接触機会の低減を目指す。」

「特定都道府県（緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県）は、まん延の防止に関する措置として、まずは法第 45 条第 1 項に基づく外出の自粛等について協力の要請を行うものとする。その上で、都道府県による法第 24 条第 9 項に基づく施設の使用制限の要請を行い特定都道府県による法第 45 条第 2 項から第 4 項までにに基づく施設の使用制限の要請、指示等を行うにあたっては、特定都道府県は、国に協議の上、必要に応じ専門家の意見も聞きつつ、外出の自粛等の協力の要請の効果を見極めた上で行うものとする。」

まずは、外出の自粛を徹底した上で、状況を考えながら、施設の使用制限を行っていくという流れになります。

資料 12 ページ「⑧ 特定都道府県は、緊急事態措置について、罰則を伴う外出禁止の措置や都市間の交通の遮断等、諸外国で行われている「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策とは異なるものであることを、政府と協力しつつ、住民に対し周知する。加えて、特定都道府県は、緊急事態措置を講じること等に伴い、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から、極力避けるよう、また、食料・医薬品や生活必需品の買い占め等の混乱が生じないよう、住民に冷静な対応を促す。」

資料 24 ページ「(別添) 緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者において、1. 医療体制の維持、2. 支援が必要な方々の保護の継続、3. 国民の安定的な生活の確保、4. 社会の安定の維持、5. その他」の観点から、記載の業種は、事業の継続が求められると整理されています。

緊急事態宣言の概要は以上です。

続いて、議題の(2)「緊急事態措置に係る県実施方針について」です。資料 2 をご覧ください。特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針を決定したいと思います。

別紙をご覧ください。先ほど、国の対処方針で説明した緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者を基本的に引用していますが、「就労者等の子どもを預かる施設（保育所、放課後児童クラブ、預かり保育所等を実施している幼稚園など）」は、国の対処方針になかったものとして、本県として独自に記載しています。また、「社会の安定の維持」には、国の対処方針では、「育児サービス（託児所等）」という記載がありますが、これは、「就労者等の子どもを預かる施設」に含まれているという認識の下、神奈川県実施方針では記載し

ていません。いずれにしても、保育所等、就労者の子どもを預かる施設は、事業の継続を求められる事業者として位置づけられています。

説明に関して、構成員の皆様からご意見・ご質問はございますか。

本部長、神奈川県の実施方針を定めてよろしいでしょうか。

(本部長 (知事))

はい、よろしく申し上げます。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

それでは、本日付けで新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部の決定事項として、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針を定めましたので、改めてご報告します。

なお、議題(3)「知事メッセージ」ですが、実施方針等を含め、後ほど知事から直接県民のみなさまへのメッセージという形で、呼び掛けますので省略します。

その他として、資料3を提示いたしました。資料3について説明します。

資料3は、県の基本方針に「県立学校における対応について」とあって、基本方針では別紙のとおり、とされています。その別紙の部分を資料3としたいということで教育部から説明します。実施方針の別添資料ではないということをご理解願います。

それでは教育部からお願いします。

(教育部 (教育長))

県実施方針による知事の要請をふまえて、県教育委員会としての対応です。

「1 公立学校における対応について」、(1)と(2)については、学校施設の原則利用制限を受け、それに基づいた対応です。これまで、4月6日から2週間程度を臨時休業としていましたが、その臨時休業の期間を5月6日までとします。市町村立学校についても、同様の措置をとるよう各市町村教育委員会に要請します。

(3)は、学校における保護者等からの相談窓口を引き続き設置するものです。

(4)について、県立特別支援学校において、自宅で過ごすことができない子供の居場所への対応を記載しています。これは、市町村教育委員会に対して、市町村立学校においても同様の対応をとるよう特段の配慮を依頼したいと考えています。

(5) 県立学校においては、公共交通機関を利用しての登校がありますので、休業期間中には学年ごとやクラスごとの一律の登校日は設けず、高等学校、中等教育学校については、教科用図書等の購入や学習課題に係る指導・連絡のために、個別に登校する機会を設けていきたいと思えます。一方、(6)市町村立学校については、基本的に徒歩圏内の通学なので、各市町村教育委員会が、地域の実情を踏まえ、短時間の学年別等の登校による、週1回程度の登校日を設けることができる旨を通知したいと考えています。

なお、登校日の後ろに「任意登校日」と記載しており、これについて、やはり登校に対する不安を抱えている保護者等の意向を踏まえて対応したいと考えたため、「任意登校日」という表現をしています。

裏面をご覧ください。こちらは、県立学校における教職員の勤務について、引き続き、学校運営に支障がない程度で在宅勤務を徹底したいと考えています。また、市町村立学校にお

ける教職員の勤務についても、この県立学校の対応を参考にし、地域ごとの実情をふまえて同様の対応をとるよう依頼をしたいと考えています。

以上について、当本部会議でご了解をいただければ、この後、県立学校長並びに市町村教育委員会教育長に通知をしていきたい、と考えています。

なお、2の社会教育施設における対応については、4月6日に改定した県の基本方針に基づいて8月31日まで休館としています。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

ありがとうございました。先ほどの県の実施方針をふまえた上で、県の基本方針に掲げている県立学校の対応について、県教育委員会の対応を説明しました。

以上ですべての議事が終了しましたが、何かご発言等ありますでしょうか。

本部長何かございますか。

(本部長 (知事))

ご苦労様です。今日お配りしました政府の基本的対処方針、この中に、午前中の諮問会議で一生懸命言ったのは、「3密が重なる場所を避ける」という表現の「重なる」を取った方が良いということですが、ご覧いただいたようにほとんどが取れています。「3密を避ける」となっています。つまり、濃厚接触が一番いけないんだ、ということですね。その濃厚接触をしない、ということが一番の基本だ、というメッセージを県民の皆さんにお伝えすることに全力を注ぎたいと思っています。

しっかりと、皆さんでこの危機を乗り越えていきましょう。ありがとうございました。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

ありがとうございました。以上で第5回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を終了します。